

## 平成 27 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

〔平成 27 年 4 月 9 日〕  
 国 住 備 第 7 号  
 国 住 整 第 7 号  
 国 住 市 第 9 号  
 国土交通事務次官通知

平成 27 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。

### 第 1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額を第 13 の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第 7 条第 4 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設等に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準建設費	公営住宅の建設に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準補修費		第 5 により算出した補修工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準宅地復旧費		第 6 により算出した宅地復旧工事費の額
	公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費		第 7 により算出した住宅共用部分工事費の額
公営住宅法第 9 条第 6 項（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準施設工事費		第 8 により算出した施設工事費の額	

地域優良賃貸住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領 (平成19年3月28日付け国住備第162号) 第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
サービス付き高齢者向け住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領 第4条第5項に規定する標準工事費	第2及び第3により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
小規模住宅地区等改良事業	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(1)及び第4項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(1)及び第4項(1)に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び既設改善関	改良住宅等改善事業制度要綱(平成11年3月19日付け建設省住整発第25号)第16第8項に規定する国土交通大臣の定める	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土

連建設事業	額	地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
住宅市街地総合整備事業のうち居住環境形成施設整備事業（密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第3号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章イ-16-(8)1第3号に規定する国土交通大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
住宅市街地総合整備事業のうちの都市再生住宅整備事業	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第8号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章イ-16-(8)1第8号に規定する国土交通大臣の定める額	従前居住者用住宅の建設に要する費用
		従前営業者用の店舗等施設の建設に要する費用
		第2により算出した主体附帯工事費の額
		第12により算出した賃貸施設工事費の額

## 第2 主体附帯工事費

### 1 主体附帯工事費

(1) 主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）は、住宅の戸数に、別表第1の（その1）から（その4）に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

（1戸当たり主体附帯工事費）

＝（別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事基本額）

＋（別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事費面積係数）×（1戸当たり平均面積）

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1（その1）に定める1戸当たり標準床

面積（以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。）を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1（その5）に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,541,000円以内又は、3,032,000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

## 2 主体附帯工事費の特例

- (1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B_i'}{B_i} \times C_i \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$  のときは  $\sum C_i \times A_i$  とする。

D : 標準主体附帯工事費

B<sub>i</sub> : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

B<sub>i</sub>' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

C<sub>i</sub> : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

A<sub>i</sub> : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

- (2) サービス付き高齢者向け住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造のサービス付き高齢者向け住宅で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum (B_i + P_i \times S_i) \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$  のときは  $\sum C_i \times A_i$  とする。

D : 主体附帯工事費

B<sub>i</sub> : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

P<sub>i</sub> : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

S<sub>i</sub> : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

A<sub>i</sub> : 構造別ごとのサービス付き高齢者向け住宅の戸数

C<sub>i</sub> : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

(3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

(4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額と同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に319,000円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、319,000円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

### 第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

#### 第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

#### 第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

#### 第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

#### 第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数2以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数3以上5以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数6以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乗じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30（ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の25）
高層住宅	100分の30

#### 第8 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

#### 第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

##### (1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）、空き家住宅又は空き建築物の買収に要する費用の1㎡当たりの額（その額が130,000円を超える場合にあつては、130,000円）に買収する不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の延べ面積を乗じて得た額とする。

##### (2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で24,000円を超える場合にあつては24,000円、非木造住宅又は非木造建築物の除却工事で35,000円を超える場合にあつては35,000円）

に除却する不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

## 第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

1戸当たり建設用地取得費限度額表

(単位：千円)

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－Ⅰ	大都市－Ⅱ	その他
限度額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注1) 地域区分の大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱは、それぞれ別表第4のその1及びその2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱの区域以外の区域とする。

注2) D I Dの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあっては大都市－Ⅱの限度額を、大都市－Ⅱの区域内の用地にあっては大都市－Ⅰの限度額を、大都市－Ⅰの区域内の用地にあっては大都市－特の限度額を適用する。

注3) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注4) 注3に掲げる区域内で、かつ、D I D区域内である区域内においては、注2及び注3にかかわらず大都市－特の特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が2,602,000円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類の内各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の内各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

### 第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円/戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	2,090	2,300	2,420	2,630	2,760

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が1,140,000円を超える場合にあつては、1,140,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が530,000円を超える場合にあつては、530,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用

ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用（当該費用が1,840,000円を超える場合にあつては、1,840,000円）

ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあつては、当該超えることとなる額を除く。）

ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

### 第12 賃貸施設工事費



1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当する別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y'_i}{Y_i} \times Z_i$$

X : 賃貸施設工事費

Y<sub>i</sub> : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y'<sub>i</sub> : 当該施設の補助対象床面積

Z<sub>i</sub> : 別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費  
(i は、構造別を示す添字である。)

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(15)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,752,000円以下、(9)については1施設当たり787,000円以下、(15)については1施設当たり1,516,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

### 第13 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した額は、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の1又は3分の2の場合にあっては3で、5分の2の場合にあっては5で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	74.7	18,010	17,660	16,620	15,970	15,920
	大 都 市		-	14,450	13,610	13,070	13,030
	多雪寒冷		14,130	13,850	13,040	12,530	-
	一 般		-	13,440	12,650	12,150	12,110
	奄 美		-	-	-	-	14,800
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特 別	79.3	18,990	18,620	17,630	17,030	16,980
	大 都 市		-	15,380	14,560	14,070	14,030
	多雪寒冷		15,100	14,810	14,020	13,550	-
	一 般		-	14,370	13,610	13,150	13,110
	奄 美		-	-	-	-	16,110
耐火構造平家建	特 別	74.7	20,110	19,710	18,520	17,810	17,790
	大 都 市		-	15,430	14,500	13,940	13,930
	多雪寒冷		15,030	14,740	13,840	13,310	-
	一 般		-	14,070	13,220	12,710	12,700
	奄 美		-	-	-	-	15,550
耐火構造2階建	特 別	79.3	20,370	19,970	18,910	18,260	18,240
	大 都 市		-	16,460	15,590	15,040	15,030
	多雪寒冷		16,200	15,890	15,040	14,520	-
	一 般		-	15,340	14,530	14,020	14,010
	奄 美		-	-	-	-	17,150
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	85.5	18,250	17,890	17,030	16,510	16,470
	大 都 市		-	15,530	14,790	14,330	14,300
	多雪寒冷		15,300	15,000	14,280	13,840	-
	一 般		-	14,360	13,670	13,250	13,220
	奄 美		-	-	-	-	16,990
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	20,060	19,670	18,730	18,150	18,110
	大 都 市		-	17,080	16,260	15,750	15,720
	多雪寒冷		16,820	16,490	15,700	15,220	-
	一 般		-	15,790	15,030	14,560	14,530
	奄 美		-	-	-	-	18,680
中層耐火構造	特 別		18,750	18,390	17,470	16,930	16,910
	大 都 市		-	15,970	15,180	14,700	14,690

(地上階数3階)	多雪寒冷	85.5	15,750	15,440	14,670	14,210	-
	一般		-	14,720	13,980	13,550	13,540
	奄美		-	-	-	-	17,330
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	20,620	20,210	19,210	18,610	18,600
	大都市		-	17,560	16,680	16,170	16,150
	多雪寒冷		17,310	16,970	16,130	15,630	-
	一般		-	16,180	15,380	14,900	14,880
	奄美		-	-	-	-	19,050
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	85.5	18,520	18,160	17,180	16,600	16,580
	大都市		-	15,640	14,790	14,290	14,280
	多雪寒冷		15,380	15,080	14,270	13,790	-
	一般		-	14,330	13,560	13,100	13,090
	奄美		-	-	-	-	16,760
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	20,360	19,960	18,890	18,250	18,230
	大都市		-	17,190	16,270	15,720	15,700
	多雪寒冷		16,910	16,580	15,690	15,160	-
	一般		-	15,760	14,910	14,400	14,390
	奄美		-	-	-	-	18,420
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	101.1	20,020	19,630	18,720	18,170	18,150
	大都市		-	16,300	15,540	15,090	15,080
	多雪寒冷		17,770	17,420	16,610	16,130	-
	一般		-	15,280	14,570	14,140	14,130
	奄美		-	-	-	-	18,650
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	101.1	21,110	20,690	19,820	19,300	19,280
	大都市		-	16,780	16,080	15,660	15,640
	多雪寒冷		18,400	18,040	17,280	16,830	-
	一般		-	15,550	14,900	14,510	14,490
	奄美		-	-	-	-	19,130
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	101.1	21,500	21,080	20,270	19,780	19,760
	大都市		-	18,180	17,480	17,060	17,040
	多雪寒冷		19,500	19,120	18,380	17,930	-
	一般		-	17,270	16,610	16,200	16,190
	奄美		-	-	-	-	21,360
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	101.1	22,790	22,350	21,550	21,080	21,060
	大都市		-	19,270	18,580	18,180	18,160
	多雪寒冷		20,670	20,260	19,540	19,120	-
	一般		-	18,310	17,650	17,270	17,250
	奄美		-	-	-	-	22,770
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	105.6	31,440	30,820	29,910	29,410	29,380
	大都市		-	23,780	23,080	22,690	22,670
	多雪寒冷		26,570	26,050	25,280	24,860	-
	一般		-	21,570	20,930	20,580	20,560
	奄美		-	-	-	-	25,300

## (北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	76.3	15,450	15,150	
	一般		14,390	14,110	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	15,790	15,480	
	一般		15,000	14,710	
耐火構造平家建	特別	76.3	16,430	16,110	
	一般		15,660	15,350	
耐火構造2階建	特別	80.9	16,910	16,580	
	一般		16,120	15,800	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	17,100	16,760
		一般		16,210	15,890
	暖房設備付	特別	85.5	17,530	17,190
		一般		16,630	16,310
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	18,760	18,390
		一般		17,790	17,440
	暖房設備付	特別	94.0	19,280	18,900
		一般		18,280	17,920
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	17,670	17,330
		一般		16,620	16,290
	暖房設備付	特別	85.5	18,140	17,790
		一般		17,050	16,720
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	19,400	19,020
		一般		18,240	17,880
	暖房設備付	特別	94.0	19,940	19,550
		一般		18,750	18,380
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	16,340	16,020
		一般		15,360	15,060
	暖房設備付	特別	85.5	16,750	16,420
		一般		15,750	15,440
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	17,920	17,570
		一般		16,860	16,530
	暖房設備付	特別	94.0	18,410	18,050
		一般		17,320	16,980
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	102.7	16,280	15,960
		一般		15,050	14,760
	暖房設備付	特別	101.1	16,610	16,290
		一般		15,360	15,060
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	102.7	18,270	17,910
		一般		16,890	16,560
	暖房設備付	特別	101.1	18,540	18,180
		一般		17,140	16,800
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	102.7	19,430	19,050
		一般		17,960	17,610
	暖房設備付	特別	101.1	19,700	19,310

		一般		18,200	17,850
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	102.7	21,170	20,750
		一般		19,570	19,190
	暖房設備付	特別	101.1	21,400	20,980
		一般		19,780	19,390
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	26,120	25,600
		一般		24,150	23,670
	暖房設備付	特別	105.6	26,440	25,920
		一般		24,440	23,960

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	13,100
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	14,610
耐火構造平家建	74.7	14,660
耐火構造 2 階建	79.3	15,560
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	16,160
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	17,770
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	16,500
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	18,140
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	15,090
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	94.0	16,600
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	101.1	16,000
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	101.1	18,040
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	101.1	19,350

○その2 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するもの等に係る主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	74.7	17,150	16,820	15,830	15,200	15,160
	大都市		-	13,760	12,960	12,450	12,410
	多雪寒冷		13,460	13,190	12,420	11,930	-
	一般		-	12,790	12,040	11,570	11,530
	奄美		-	-	-	-	14,090
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	79.3	18,080	17,730	16,790	16,220	16,170
	大都市		-	14,640	13,870	13,400	13,360
	多雪寒冷		14,380	14,100	13,350	12,900	-
	一般		-	13,690	12,960	12,520	12,480
	奄美		-	-	-	-	15,340
耐火構造平家建	特別	74.7	19,150	18,770	17,640	16,960	16,940
	大都市		-	14,700	13,810	13,280	13,260
	多雪寒冷		14,310	14,030	13,180	12,680	-
	一般		-	13,400	12,590	12,100	12,090
	奄美		-	-	-	-	14,800
耐火構造2階建	特別	79.3	19,400	19,020	18,010	17,390	17,370
	大都市		-	15,670	14,840	14,330	14,310
	多雪寒冷		15,430	15,130	14,330	13,830	-
	一般		-	14,610	13,830	13,350	13,340
	奄美		-	-	-	-	16,330
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	18,180	17,830	16,970	16,440	16,410
	大都市		-	15,470	14,730	14,270	14,240
	多雪寒冷		15,250	14,950	14,230	13,790	-
	一般		-	14,310	13,620	13,200	13,170
	奄美		-	-	-	-	16,930
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	19,990	19,600	18,660	18,080	18,040
	大都市		-	17,010	16,190	15,690	15,660
	多雪寒冷		16,760	16,430	15,640	15,160	-
	一般		-	15,730	14,970	14,510	14,480
	奄美		-	-	-	-	18,610
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別	85.5	18,680	18,320	17,410	16,870	16,850
	大都市		-	15,910	15,120	14,650	14,630
	多雪寒冷		15,690	15,380	14,610	14,160	-
	一般		-	14,660	13,930	13,500	13,490

	奄美		-	-	-	-	17,270
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	20,540	20,140	19,140	18,540	18,520
	大都市		-	17,490	16,620	16,110	16,090
	多雪寒冷		17,250	16,910	16,070	15,570	-
	一般		-	16,120	15,320	14,840	14,830
	奄美		-	-	-	-	18,980
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	85.5	18,450	18,090	17,110	16,530	16,520
	大都市		-	15,580	14,740	14,240	14,230
	多雪寒冷		15,330	15,030	14,220	13,740	-
	一般		-	14,280	13,510	13,050	13,040
	奄美		-	-	-	-	16,690
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	94.0	20,280	19,890	18,810	18,180	18,160
	大都市		-	17,130	16,200	15,660	15,640
	多雪寒冷		16,850	16,520	15,630	15,100	-
	一般		-	15,700	14,850	14,350	14,330
	奄美		-	-	-	-	18,350
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	101.1	19,780	19,400	18,500	17,960	17,940
	大都市		-	16,110	15,360	14,910	14,900
	多雪寒冷		17,560	17,210	16,420	15,940	-
	一般		-	15,100	14,400	13,980	13,960
	奄美		-	-	-	-	18,430
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	101.1	20,860	20,450	19,590	19,080	19,060
	大都市		-	16,590	15,890	15,470	15,460
	多雪寒冷		18,190	17,830	17,080	16,630	-
	一般		-	15,370	14,730	14,340	14,320
	奄美		-	-	-	-	18,910
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	101.1	21,250	20,830	20,030	19,540	19,530
	大都市		-	17,970	17,280	16,860	16,840
	多雪寒冷		19,270	18,890	18,170	17,720	-
	一般		-	17,070	16,410	16,010	16,000
	奄美		-	-	-	-	21,110
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	101.1	22,530	22,080	21,290	20,830	20,810
	大都市		-	19,050	18,360	17,970	17,950
	多雪寒冷		20,420	20,020	19,310	18,890	-
	一般		-	18,090	17,440	17,070	17,050
	奄美		-	-	-	-	22,500
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	105.6	31,070	30,460	29,560	29,070	29,040
	大都市		-	23,500	22,810	22,430	22,400
	多雪寒冷		26,260	25,740	24,980	24,570	-
	一般		-	21,320	20,690	20,340	20,320
	奄美		-	-	-	-	25,000

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	76.3	14,710	14,420
		一般		13,700	13,440
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	80.9	15,040	14,740
		一般		14,290	14,010
耐火構造平家建		特別	76.3	15,650	15,340
		一般		14,910	14,620
耐火構造2階建		特別	80.9	16,100	15,790
		一般		15,350	15,040
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	17,030	16,700
		一般		16,150	15,830
	暖房設備付	特別	85.5	17,470	17,120
		一般		16,570	16,240
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	18,690	18,320
		一般		17,730	17,380
	暖房設備付	特別	94.0	19,210	18,830
		一般		18,210	17,860
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	17,610	17,260
		一般		16,560	16,230
	暖房設備付	特別	85.5	18,070	17,720
		一般		16,990	16,660
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	19,330	18,950
		一般		18,170	17,810
	暖房設備付	特別	94.0	19,870	19,480
		一般		18,680	18,310
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	16,280	15,960
		一般		15,300	15,000
	暖房設備付	特別	85.5	16,690	16,360
		一般		15,690	15,380
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	17,860	17,510
		一般		16,800	16,470
	暖房設備付	特別	94.0	18,340	17,980
		一般		17,250	16,910
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	102.7	16,090	15,770
		一般		14,880	14,590
	暖房設備付	特別	101.1	16,420	16,100
		一般		15,180	14,880
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	102.7	18,050	17,700
		一般		16,690	16,360
	暖房設備付	特別	101.1	18,330	17,970
		一般		16,940	16,600
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	102.7	19,200	18,820
		一般		17,750	17,410
	暖房設備付	特別	101.1	19,460	19,080



		一般		17,990	17,640
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	102.7	20,920	20,510
		一般		19,340	18,960
	暖房設備付	特別	101.1	21,150	20,730
		一般		19,550	19,170
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	25,810	25,300
		一般		23,860	23,390
	暖房設備付	特別	105.6	26,130	25,620
		一般		24,150	23,680

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	12,470
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	13,910
耐火構造平家建	74.7	13,960
耐火構造 2 階建	79.3	14,810
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	16,100
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	17,700
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	16,440
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	18,080
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	15,030
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	94.0	16,530
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	101.1	15,820
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	101.1	17,830
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	101.1	19,120

○その3 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注1）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第5の3-1劣化対策等級3（木造住宅の場合は等級2）を適用するものに適用する。

注2）地区区分及び地域の区分は、その6による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	81.3	19,590	19,200	18,090	17,370	17,310
	大都市		-	15,720	14,790	14,220	14,160
	多雪寒冷		15,360	15,060	14,190	13,620	-
	一般		-	14,610	13,740	13,200	13,170
	奄美		-	-	-	-	16,080
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	85.9	20,550	20,160	19,080	18,420	18,390
	大都市		-	16,650	15,750	15,240	15,180
	多雪寒冷		16,350	16,020	15,180	14,670	-
	一般		-	15,540	14,730	14,220	14,190
	奄美		-	-	-	-	17,430
耐火構造平家建	特別	81.3	21,870	21,450	20,130	19,380	19,350
	大都市		-	16,770	15,750	15,150	15,150
	多雪寒冷		16,350	16,020	15,060	14,460	-
	一般		-	15,300	14,370	13,830	13,800
	奄美		-	-	-	-	16,920
耐火構造2階建	特別	85.9	22,050	21,630	20,460	19,770	19,740
	大都市		-	17,820	16,860	16,290	16,260
	多雪寒冷		17,550	17,190	16,290	15,720	-
	一般		-	16,590	15,720	15,180	15,150
	奄美		-	-	-	-	18,570
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別	92.1	19,650	19,260	18,330	17,760	17,730
	大都市		-	16,710	15,900	15,420	15,390
	多雪寒冷		16,470	16,140	15,360	14,880	-
	一般		-	15,450	14,700	14,250	14,220
	奄美		-	-	-	-	18,300
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	21,450	21,030	20,040	19,410	19,380
	大都市		-	18,270	17,370	16,830	16,800
	多雪寒冷		18,000	17,640	16,800	16,260	-
	一般		-	16,890	16,080	15,570	15,540
	奄美		-	-	-	-	19,980
中層耐火構造	特別		20,190	19,800	18,810	18,210	18,210
	大都市		-	17,190	16,320	15,810	15,810

(地上階数 3 階)	多雪寒冷	92.1	16,950	16,620	15,780	15,300	-
	一般		-	15,840	15,060	14,580	14,580
	奄美		-	-	-	-	18,660
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	22,050	21,630	20,550	19,920	19,890
	大都市		-	18,780	17,850	17,280	17,280
	多雪寒冷		18,510	18,150	17,250	16,710	-
	一般		-	17,310	16,440	15,930	15,900
	奄美		-	-	-	-	20,370
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階)	特別	92.1	19,920	19,530	18,480	17,850	17,850
	大都市		-	16,830	15,930	15,390	15,360
	多雪寒冷		16,560	16,230	15,360	14,850	-
	一般		-	15,420	14,580	14,100	14,070
	奄美		-	-	-	-	18,030
中層耐火構造 (地上階数 4 ~ 5 階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	21,780	21,360	20,190	19,500	19,500
	大都市		-	18,390	17,400	16,800	16,800
	多雪寒冷		18,090	17,730	16,770	16,200	-
	一般		-	16,860	15,930	15,390	15,390
	奄美		-	-	-	-	19,710
高層耐火構造 (地上階数 6 ~ 8 階)	特別	107.7	21,300	20,880	19,920	19,350	19,320
	大都市		-	17,340	16,530	16,050	16,050
	多雪寒冷		18,900	18,540	17,670	17,160	-
	一般		-	16,260	15,510	15,060	15,030
	奄美		-	-	-	-	19,860
高層耐火構造 (地上階数 9 ~ 11 階)	特別	107.7	22,470	22,020	21,090	20,550	20,520
	大都市		-	17,850	17,100	16,650	16,650
	多雪寒冷		19,590	19,200	18,390	17,910	-
	一般		-	16,560	15,870	15,450	15,420
	奄美		-	-	-	-	20,370
高層耐火構造 (地上階数 12 ~ 13 階)	特別	107.7	22,890	22,440	21,570	21,060	21,030
	大都市		-	19,350	18,600	18,150	18,150
	多雪寒冷		20,760	20,340	19,560	19,080	-
	一般		-	18,390	17,670	17,250	17,220
	奄美		-	-	-	-	22,740
高層耐火構造 (地上階数 14 ~ 19 階)	特別	107.7	24,270	23,790	22,950	22,440	22,410
	大都市		-	20,520	19,770	19,350	19,320
	多雪寒冷		21,990	21,570	20,790	20,340	-
	一般		-	19,500	18,780	18,390	18,360
	奄美		-	-	-	-	24,240
超高層耐火構造 (地上階数 20 階~)	特別	112.2	33,390	32,730	31,770	31,230	31,200
	大都市		-	25,260	24,510	24,090	24,060
	多雪寒冷		28,230	27,660	26,850	26,400	-
	一般		-	22,920	22,230	21,870	21,840
	奄美		-	-	-	-	26,850

## (北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	82.9	16,770	16,440
		一般		15,630	15,300
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	87.5	17,070	16,740
		一般		16,200	15,900
耐火構造平家建		特別	82.9	17,850	17,490
		一般		17,010	16,680
耐火構造2階建		特別	87.5	18,270	17,910
		一般		17,430	17,070
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	18,390	18,030
		一般		17,430	17,070
	暖房設備付	特別	92.1	18,870	18,510
		一般		17,910	17,550
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	20,040	19,650
		一般		19,020	18,630
	暖房設備付	特別	100.6	20,610	20,220
		一般		19,560	19,170
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	18,990	18,630
		一般		17,850	17,520
	暖房設備付	特別	92.1	19,530	19,140
		一般		18,360	18,000
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	20,730	20,310
		一般		19,470	19,110
	暖房設備付	特別	100.6	21,330	20,910
		一般		20,040	19,650
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	17,550	17,220
		一般		16,500	16,200
	暖房設備付	特別	92.1	18,030	17,670
		一般		16,950	16,620
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	19,140	18,780
		一般		18,000	17,640
	暖房設備付	特別	100.6	19,680	19,290
		一般		18,510	18,150
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	109.3	17,310	16,980
		一般		16,020	15,690
	暖房設備付	特別	107.7	17,670	17,340
		一般		16,350	16,020
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	109.3	19,440	19,050
		一般		17,970	17,610
	暖房設備付	特別	107.7	19,740	19,350
		一般		18,240	17,880
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	109.3	20,670	20,250
		一般		19,110	18,720
	暖房設備付	特別	107.7	20,970	20,550

		一般		19,380	18,990
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	109.3	22,530	22,080
		一般		20,820	20,400
	暖房設備付	特別	107.7	22,770	22,320
		一般		21,060	20,640
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	27,720	27,150
		一般		25,620	25,110
	暖房設備付	特別	112.2	28,080	27,540
		一般		25,950	25,440

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	14,250
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	15,810
耐火構造平家建	81.3	15,930
耐火構造 2 階建	85.9	16,830
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	17,400
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	18,990
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	17,760
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	19,410
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,230
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	100.6	17,760
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	107.7	17,040
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	107.7	19,200
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	107.7	20,610

○その４ 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注１）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に適用する。

注２）地区区分及び地域の区分は、その６による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積 (㎡/戸) B	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	81.3	18,660	18,300	17,220	16,530	16,470
	大都市		-	14,970	14,100	13,530	13,500
	多雪寒冷		14,640	14,340	13,500	12,960	-
	一般		-	13,920	13,080	12,570	12,540
	奄美		-	-	-	-	15,330
木造２階建及び 準耐火構造２階建	特別	85.9	19,560	19,200	18,180	17,550	17,490
	大都市		-	15,840	15,000	14,490	14,460
	多雪寒冷		15,570	15,270	14,460	13,950	-
	一般		-	14,820	14,010	13,560	13,500
	奄美		-	-	-	-	16,590
耐火構造平家建	特別	81.3	20,820	20,430	19,170	18,450	18,420
	大都市		-	15,990	15,000	14,430	14,430
	多雪寒冷		15,570	15,270	14,340	13,770	-
	一般		-	14,580	13,680	13,170	13,140
	奄美		-	-	-	-	16,110
耐火構造２階建	特別	85.9	21,000	20,580	19,500	18,810	18,810
	大都市		-	16,950	16,050	15,510	15,480
	多雪寒冷		16,710	16,380	15,510	14,970	-
	一般		-	15,810	14,970	14,460	14,430
	奄美		-	-	-	-	17,670
中層準耐火構造 (地上階数３階)	特別	92.1	19,560	19,200	18,270	17,700	17,670
	大都市		-	16,650	15,840	15,360	15,330
	多雪寒冷		16,410	16,080	15,300	14,850	-
	一般		-	15,390	14,670	14,190	14,160
	奄美		-	-	-	-	18,210
中層準耐火構造 (地上階数３階) (片廊下型住棟)	特別	100.6	21,390	20,970	19,950	19,320	19,290
	大都市		-	18,180	17,310	16,770	16,740
	多雪寒冷		17,910	17,580	16,740	16,200	-
	一般		-	16,830	16,020	15,510	15,480
	奄美		-	-	-	-	19,890
中層耐火構造	特別		20,100	19,710	18,750	18,150	18,150

(地上階数 3 階)	大 都 市	92. 1	-	17, 130	16, 260	15, 780	15, 750
	多雪寒冷		16, 890	16, 560	15, 720	15, 240	-
	一 般		-	15, 780	15, 000	14, 520	14, 520
	奄 美		-	-	-	-	18, 570
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100. 6	21, 960	21, 540	20, 460	19, 830	19, 800
	大 都 市		-	18, 690	17, 760	17, 220	17, 190
	多雪寒冷		18, 450	18, 090	17, 190	16, 650	-
	一 般		-	17, 250	16, 380	15, 870	15, 840
	奄 美		-	-	-	-	20, 310
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階)	特 別	92. 1	19, 860	19, 470	18, 420	17, 790	17, 790
	大 都 市		-	16, 770	15, 870	15, 330	15, 300
	多雪寒冷		16, 500	16, 170	15, 300	14, 790	-
	一 般		-	15, 360	14, 550	14, 040	14, 040
	奄 美		-	-	-	-	17, 970
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	100. 6	21, 690	21, 270	20, 130	19, 440	19, 410
	大 都 市		-	18, 330	17, 340	16, 740	16, 710
	多雪寒冷		18, 030	17, 670	16, 710	16, 140	-
	一 般		-	16, 770	15, 870	15, 330	15, 330
	奄 美		-	-	-	-	19, 620
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	特 別	107. 7	21, 060	20, 640	19, 680	19, 110	19, 110
	大 都 市		-	17, 130	16, 350	15, 870	15, 870
	多雪寒冷		18, 690	18, 330	17, 460	16, 950	-
	一 般		-	16, 080	15, 330	14, 880	14, 850
	奄 美		-	-	-	-	19, 620
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	特 別	107. 7	22, 200	21, 780	20, 850	20, 310	20, 280
	大 都 市		-	17, 640	16, 920	16, 470	16, 440
	多雪寒冷		19, 350	18, 990	18, 180	17, 700	-
	一 般		-	16, 350	15, 660	15, 270	15, 240
	奄 美		-	-	-	-	20, 130
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	特 別	107. 7	22, 620	22, 170	21, 330	20, 820	20, 790
	大 都 市		-	19, 140	18, 390	17, 940	17, 910
	多雪寒冷		20, 520	20, 100	19, 350	18, 870	-
	一 般		-	18, 180	17, 460	17, 040	17, 040
	奄 美		-	-	-	-	22, 470
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	特 別	107. 7	23, 970	23, 520	22, 680	22, 170	22, 170
	大 都 市		-	20, 280	19, 560	19, 140	19, 110
	多雪寒冷		21, 750	21, 330	20, 550	20, 100	-
	一 般		-	19, 260	18, 570	18, 180	18, 150
	奄 美		-	-	-	-	23, 970
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特 別	112. 2	33, 000	32, 340	31, 380	30, 870	30, 840
	大 都 市		-	24, 960	24, 210	23, 820	23, 790
	多雪寒冷		27, 900	27, 330	26, 520	26, 100	-
	一 般		-	22, 650	21, 960	21, 600	21, 570
	奄 美		-	-	-	-	26, 550

## (北海道)

構造別		地区別	1戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	82.9	15,960	15,660
		一般		14,880	14,580
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	87.5	16,260	15,930
		一般		15,450	15,120
耐火構造平家建		特別	82.9	16,980	16,650
		一般		16,200	15,870
耐火構造2階建		特別	87.5	17,400	17,070
		一般		16,590	16,260
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	18,300	17,940
		一般		17,340	17,010
	暖房設備付	特別	92.1	18,810	18,420
		一般		17,820	17,490
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	19,950	19,560
		一般		18,930	18,570
	暖房設備付	特別	100.6	20,550	20,130
		一般		19,470	19,080
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	18,930	18,570
		一般		17,790	17,460
	暖房設備付	特別	92.1	19,440	19,080
		一般		18,300	17,940
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	20,640	20,250
		一般		19,410	19,020
	暖房設備付	特別	100.6	21,240	20,820
		一般		19,980	19,590
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住)	燃料庫付	特別	93.7	17,490	17,160
		一般		16,440	16,110
	暖房設備付	特別	92.1	17,970	17,610
		一般		16,890	16,560
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	19,080	18,690
		一般		17,940	17,580
	暖房設備付	特別	100.6	19,620	19,230
		一般		18,450	18,090
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	109.3	17,100	16,770
		一般		15,810	15,510
	暖房設備付	特別	107.7	17,490	17,130
		一般		16,140	15,840
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	109.3	19,200	18,810
		一般		17,760	17,400
	暖房設備付	特別	107.7	19,500	19,140
		一般		18,030	17,670
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	109.3	20,430	20,010
		一般		18,870	18,510
	暖房設備付	特別	107.7	20,730	20,310



		一般		19,140	18,780
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	109.3	22,260	21,810
		一般		20,580	20,160
	暖房設備付	特別	107.7	22,500	22,080
		一般		20,820	20,400
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	27,390	26,850
		一般		25,320	24,810
	暖房設備付	特別	112.2	27,750	27,210
		一般		25,650	25,140

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	13,560
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	15,060
耐火構造平家建	81.3	15,180
耐火構造 2 階建	85.9	16,020
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	17,340
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	18,930
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	17,700
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	19,320
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,170
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	100.6	17,670
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	107.7	16,830
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	107.7	18,990
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	107.7	20,370

○その5 サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その6による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円/戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円/㎡)				
		I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
木造平家建 及び 準耐火構造平屋建	特 別	6,358	6,234	5,867	5,636	5,619	145	142	133	128	128
	大 都 市	-	5,102	4,803	4,613	4,600	-	116	109	105	105
	多雪寒冷	4,988	4,890	4,603	4,422	-	113	111	105	100	-
	一 般	-	4,743	4,464	4,288	4,275	-	108	101	97	97
	奄 美	-	-	-	-	5,223	-	-	-	-	119
木造2階建 及び 準耐火構造2階建	特 別	6,452	6,326	5,990	5,788	5,770	147	144	136	132	131
	大 都 市	-	5,226	4,949	4,781	4,767	-	119	112	109	108
	多雪寒冷	5,132	5,032	4,765	4,604	-	117	114	108	105	-
	一 般	-	4,884	4,625	4,468	4,455	-	111	105	102	101
	奄 美	-	-	-	-	5,475	-	-	-	-	124
耐火構造平家建	特 別	7,098	6,959	6,538	6,286	6,280	161	158	149	143	143
	大 都 市	-	5,448	5,118	4,921	4,916	-	124	116	112	112
	多雪寒冷	5,306	5,202	4,887	4,699	-	121	118	111	107	-
	一 般	-	4,967	4,666	4,487	4,482	-	113	106	102	102
	奄 美	-	-	-	-	5,488	-	-	-	-	125
耐火構造2階建	特 別	6,923	6,787	6,427	6,204	6,198	157	154	146	141	141
	大 都 市	-	5,593	5,296	5,112	5,107	-	127	120	116	116
	多雪寒冷	5,506	5,398	5,112	4,935	-	125	123	116	112	-
	一 般	-	5,213	4,936	4,765	4,760	-	118	112	108	108
	奄 美	-	-	-	-	5,828	-	-	-	-	132
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特 別	6,178	6,056	5,766	5,587	5,576	140	138	131	127	127
	大 都 市	-	5,257	5,005	4,850	4,840	-	119	114	110	110
	多雪寒冷	5,180	5,078	4,835	4,685	-	118	115	110	106	-
	一 般	-	4,861	4,627	4,484	4,475	-	110	105	102	102
	奄 美	-	-	-	-	5,751	-	-	-	-	131
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特 別	6,373	6,248	5,949	5,764	5,753	145	142	135	131	131
	大 都 市	-	5,424	5,164	5,003	4,993	-	123	117	114	113
	多雪寒冷	5,344	5,239	4,988	4,833	-	121	119	113	110	-
	一 般	-	5,015	4,774	4,626	4,617	-	114	109	105	105
	奄 美	-	-	-	-	5,933	-	-	-	-	135
中層耐火構造 (地上階数3階)	特 別	6,348	6,224	5,914	5,731	5,725	144	141	134	130	130
	大 都 市	-	5,405	5,137	4,977	4,972	-	123	117	113	113
	多雪寒冷	5,330	5,225	4,966	4,812	-	121	119	113	109	-
	一 般	-	4,981	4,734	4,587	4,582	-	113	108	104	104
	奄 美	-	-	-	-	5,867	-	-	-	-	133
中層耐火構造	特 別	6,549	6,421	6,102	5,912	5,906	149	146	139	134	134
	大 都 市	-	5,577	5,300	5,135	5,130	-	127	120	117	117

(地上階数3階) (片廊下型住棟)	多雪寒冷	5,499	5,391	5,123	4,964	-	125	123	116	113	-
	一般	-	5,139	4,884	4,732	4,728	-	117	111	108	107
	奄美	-	-	-	-	6,053	-	-	-	-	138
中層耐火構造 (地上階数4～5階)	特別	6,269	6,146	5,815	5,618	5,612	142	140	132	128	128
	大都市	-	5,293	5,008	4,839	4,834	-	120	114	110	110
	多雪寒冷	5,208	5,105	4,830	4,667	-	118	116	110	106	-
	一般	-	4,851	4,590	4,434	4,430	-	110	104	101	101
	奄美	-	-	-	-	5,672	-	-	-	-	129
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	特別	6,468	6,341	5,999	5,796	5,790	147	144	136	132	132
	大都市	-	5,461	5,167	4,992	4,987	-	124	117	113	113
	多雪寒冷	5,373	5,267	4,983	4,815	-	122	120	113	109	-
	一般	-	5,005	4,735	4,575	4,570	-	114	108	104	104
	奄美	-	-	-	-	5,852	-	-	-	-	133
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	特別	5,999	5,882	5,609	5,446	5,441	136	134	127	124	124
	大都市	-	4,885	4,658	4,523	4,518	-	111	106	103	103
	多雪寒冷	5,324	5,220	4,978	4,833	-	121	119	113	110	-
	一般	-	4,578	4,366	4,239	4,235	-	104	99	96	96
	奄美	-	-	-	-	5,589	-	-	-	-	127
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	特別	6,325	6,201	5,941	5,784	5,779	144	141	135	131	131
	大都市	-	5,029	4,818	4,691	4,687	-	114	110	107	107
	多雪寒冷	5,515	5,407	5,180	5,044	-	125	123	118	115	-
	一般	-	4,661	4,465	4,348	4,344	-	106	101	99	99
	奄美	-	-	-	-	5,733	-	-	-	-	130
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	特別	6,444	6,318	6,075	5,927	5,921	146	144	138	135	135
	大都市	-	5,449	5,239	5,111	5,106	-	124	119	116	116
	多雪寒冷	5,843	5,729	5,508	5,374	-	133	130	125	122	-
	一般	-	5,176	4,977	4,855	4,851	-	118	113	110	110
	奄美	-	-	-	-	6,402	-	-	-	-	145
高層耐火構造 (地上階数14～19階)	特別	6,831	6,697	6,457	6,318	6,311	155	152	147	144	143
	大都市	-	5,775	5,568	5,448	5,443	-	131	127	124	124
	多雪寒冷	6,194	6,072	5,854	5,728	-	141	138	133	130	-
	一般	-	5,486	5,289	5,176	5,170	-	125	120	118	118
	奄美	-	-	-	-	6,824	-	-	-	-	155
超高層耐火構造 (地上階数20階～)	特別	9,138	8,959	8,694	8,549	8,540	208	204	198	194	194
	大都市	-	6,913	6,708	6,596	6,590	-	157	152	150	150
	多雪寒冷	7,723	7,572	7,348	7,225	-	176	172	167	164	-
	一般	-	6,270	6,085	5,983	5,977	-	143	138	136	136
	奄美	-	-	-	-	7,353	-	-	-	-	167

(北海道)

構造別		地区別	1戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)		主体附帯工事費面積係 (千円/戸)	
			I	II	I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	5,381	5,275	122	120
		一般	5,011	4,915	114	112
木造2階建及び 準耐火構造2階建		特別	5,298	5,193	120	118
		一般	5,033	4,934	114	112
耐火構造平家建		特別	5,722	5,610	130	128
		一般	5,454	5,347	124	122
耐火構造2階建		特別	5,673	5,561	129	126
		一般	5,407	5,299	123	120
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,717	5,605	130	127
		一般	5,419	5,313	123	121
	暖房設備付	特別	5,935	5,818	135	132
		一般	5,629	5,519	128	125
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,891	5,775	134	131
		一般	5,587	5,478	127	124
	暖房設備付	特別	6,125	6,005	139	136
		一般	5,807	5,693	132	129
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,909	5,794	134	132
		一般	5,557	5,448	126	124
	暖房設備付	特別	6,141	6,020	140	137
		一般	5,773	5,660	131	129
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	6,092	5,972	138	136
		一般	5,727	5,615	130	128
	暖房設備付	特別	6,335	6,211	144	141
		一般	5,956	5,839	135	133
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,463	5,356	124	122
		一般	5,136	5,035	117	114
	暖房設備付	特別	5,670	5,559	129	126
		一般	5,332	5,227	121	119
中層耐火構造 (地上階数4～5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,628	5,518	128	125
		一般	5,294	5,190	120	118
	暖房設備付	特別	5,849	5,734	133	130
		一般	5,500	5,392	125	123
高層耐火構造 (地上階数6～8階)	燃料庫付	特別	4,826	4,731	110	108
		一般	4,462	4,375	101	99
	暖房設備付	特別	4,979	4,881	113	111
		一般	4,603	4,512	105	103
高層耐火構造 (地上階数9～11階)	燃料庫付	特別	5,415	5,309	123	121
		一般	5,006	4,908	114	112
	暖房設備付	特別	5,557	5,448	126	124
		一般	5,136	5,035	117	114
高層耐火構造 (地上階数12～13階)	燃料庫付	特別	5,759	5,646	131	128
		一般	5,325	5,220	121	119
	暖房設備付	特別	5,902	5,787	134	132

		一般	5,455	5,348	124	122
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	燃料庫付	特別	6,275	6,152	143	140
		一般	5,801	5,688	132	129
	暖房設備付	特別	6,412	6,287	146	143
		一般	5,928	5,812	135	132
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	7,510	7,363	171	167
		一般	6,944	6,808	158	155
	暖房設備付	特別	7,685	7,534	175	171
		一般	7,104	6,965	161	158

(沖縄)

構 造 別	1 戸あたり 主体附帯工事費基本額 (千円/戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円/㎡)
木造平家建及び準耐火構造平家建	4,623	105
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	4,965	113
耐火構造平家建	5,175	118
耐火構造 2 階建	5,287	120
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	5,470	124
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	5,645	128
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	5,584	127
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	5,763	131
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型以外の住棟)	5,107	116
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階・片廊下型の住棟)	5,272	120
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	4,796	109
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	5,407	123
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	5,799	132

○その6 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地区名	地域
特別地区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市（旧今市市、旧足尾町及び旧藤原村を除く。）に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。）、山梨県、岐阜県（郡上市、益田郡、揖斐川町（旧藤橋村に限る。）、特別地区に該当する地域を除く大野郡、高山市及び飛騨市に限る。）、滋賀県（米原市（旧伊吹町に限る。）、長浜市（旧木之本町及び旧西浅井町に限る。）及び高島市（旧マキノ町、旧今津町及び旧朽木村に限る。）に限る。）、京都府（福知山市（旧三和町を除く。）、舞鶴市、綾部市、宮津市、与謝郡、南丹市（旧美山町に限る。）及び京丹後市のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、美方郡、養父市及び朝来市（旧和田山町に限る。）に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市（旧那賀郡を除く。）、益田市（旧美濃郡を除く。）、江津市（旧桜江町を除く。）及び大田市（旧邇摩郡に限る。）を除く。）
奄美地区	鹿児島県（奄美市及び大島郡に限る。）
一般地区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県
<p><b>1 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。</b></p> <p>青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町  岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町</p> <p><b>2 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。</b></p> <p>北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町</p> <p>宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）</p> <p>山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町</p> <p>福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村</p> <p>栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）</p> <p>群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）</p> <p>新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町</p> <p>山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）</p> <p>長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。）、松本市（旧</p>	

松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

**3 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。**

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村、旧川井村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧六合村を除く。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）

東京都 奥多摩町

富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）

福井県 大野市（旧和泉村に限る。）

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村

岐阜県 中津川市（旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原



	村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町
徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
高知県	いの町(旧本川村に限る。)

**4 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、IV地域に区分されるものとする。**

福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村
宮崎県	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市(旧野尻町を除く。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

**5 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、V地域に区分されるものとする。**

茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県	銚子市
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県	下関市（旧下関市に限る。）
徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
備考	この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

（北海道）

地 区 名	地 域
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 3,504,000円	
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向住宅、老人同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり 3,768,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 30,338,000円	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,320,000円	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり 1,541,000円 1戸当たり 222,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1戸当たり 3,032,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 2,102,000円	
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,607,000円 ただし、本区分の加算を受けて合併処理浄化槽を設ける場合にあつては、 2,550,000円	都市再生住宅
(9) 店舗等併設	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり	改良住宅、小規

工事費		1,574,000円	模改良住宅及び更新住宅														
(10)ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,541,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(11)試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,574,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(12)作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1㎡当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12㎡を限度とする）を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>155,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>165,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>169,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>169,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>169,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>194,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	155,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	165,000円/㎡	低層耐火構造	169,000円/㎡	中層準耐火構造	169,000円/㎡	中層耐火構造	169,000円/㎡	高層耐火構造	194,000円/㎡	
構造別	1㎡当たり工事費																
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	155,000円/㎡																
木造2階建及び準耐火構造2階建	165,000円/㎡																
低層耐火構造	169,000円/㎡																
中層準耐火構造	169,000円/㎡																
中層耐火構造	169,000円/㎡																
高層耐火構造	194,000円/㎡																
(13)耐久性向上工事費	木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこれと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあっては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあっては、13.5cm）以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあっては、	1戸当たり 2,102,000円 ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、2,102,000円に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準	都市再生住宅														

	<p>ては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。</p> <p>② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。</p> <p>③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。</p> <p>④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm<sup>2</sup>以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。</p> <p>⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上とすること。</p> <p>⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。</p>	床面積に44m <sup>2</sup> を加えたもので除した数値を乗じて得た額	
(14) スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で貸金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり 3,032,000円	都市再生住宅
(15) その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 3,032,000円	

別表第3 開発充当率

(1) 開発充当率

取得の条件		開発充当率
1	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条の2の適用を受けて取得する場合	1.00
2	1㎡当たり6,000円以下の価格で取得する場合	1.00
3	その他の場合 改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
	改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A <sub>0</sub> %)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = A_0 - A$ ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2) 基準容積率

構造	地区区分		特別 〔特別豪雪地帯を除く〕 大都市	一般 奄美 沖繩	特別 〔特別豪雪地帯に限る〕 北海道 多雪寒冷
	特別豪雪地帯を除く	特別豪雪地帯に限る			
木造（平屋）			%	%	%
低層準耐火構造（平屋）	20			20	20
低層耐火構造（平屋）					
木造（2階）					
低層準耐火構造（2階）	35			35	30
低層耐火構造（2階）					
中層準耐火構造（3階）	55			55	55
中層耐火構造（3階）					
中層耐火構造（4・5階）	75			70	65
高層耐火構造	114			106	99

(注) 地区区分は、別表第1（その6）による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

○その1 (大都市-I)

都道府県	市町名
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、長久手市
滋賀県	大津市
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、精華町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、生駒市
広島県	広島市、府中町
沖縄県	那覇市

○その2（大都市－Ⅱ）

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡市、杉戸町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、富里市、酒々井町、大網白里市
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、愛川町
新潟県	新潟市
石川県	金沢市、輪島市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、あま市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲市
京都府	南丹市、久御山町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	北九州市、福岡市、大野城市
沖縄県	宜野湾市、浦添市、沖縄市、与那原町



別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額														
(1) 道路整備費	整備に要する額														
(2) 下排水工事費															
(3) 児童遊園整備費															
(4) 緑地整備費															
(5) 地区施設等用地取得造成費															
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める1㎡当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。														
(7) 管理事務所設置工事費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th> <th>1㎡当たり工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td> <td>155,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td> <td>165,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>低層耐火構造</td> <td>169,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td> <td>169,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>中層耐火構造</td> <td>169,000円/㎡</td> </tr> <tr> <td>高層耐火構造</td> <td>194,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	155,000円/㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	165,000円/㎡	低層耐火構造	169,000円/㎡	中層準耐火構造	169,000円/㎡	中層耐火構造	169,000円/㎡	高層耐火構造	194,000円/㎡
	構造別	1㎡当たり工事費													
	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	155,000円/㎡													
	木造2階建及び準耐火構造2階建	165,000円/㎡													
	低層耐火構造	169,000円/㎡													
	中層準耐火構造	169,000円/㎡													
	中層耐火構造	169,000円/㎡													
高層耐火構造	194,000円/㎡														
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、30,221,000円/件を限度とする。														
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、30,221,000円/件を限度とする。														
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、30,221,000円/件を限度とする。														
(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、471,000円/件を限度とする。														
(12) 施設併存構造費及びピロティー建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造81,000円/㎡、高層耐火構造91,000円/㎡を限度とする。														
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、182,000円/㎡を限度とする。														
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額														
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額														
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額														
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額														
(18) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額														

## 附 則

**第1条** この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

**第2条** この要綱は、福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第5の1. 1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）及び子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1. 1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1. 1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）についても適用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等
福島再生賃貸住宅（福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2906号通知）附属編第5の1. 1-1に規定する「福島再生賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
子育て定住支援賃貸住宅（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）（平成26年2月28日付け国官会第2911号通知）附属編第2の1. 1-1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」又は同交付要綱附則第2項の規定により廃止される前の福島定住等緊急支援交付金交付要綱（国土交通省）（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1. 1-1に規定され、当該要綱に基づき整備される「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。）	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領（平成19年3月28日付け国住備第162号）第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額

**第3条** 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、第2の2(4)中「別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)まで

の規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。」とあるのは、「国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。

イ 1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に0.22を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額

ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額」とする。

- 2 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第2中、(15)その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1戸当たり 3,032,000円」とあるのは、「① 1戸当たり 3,032,000円 ② 1戸当たり 3,032,000円（地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要がある、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額）」とする。

**第4条** 本通知で対象としている事業のうち、平成25年10月1日以降に工事契約を締結し、かつ、施行期間が平成27年度に及ぶ事業については、以下のAeに定める額を平成27年度事業において標準建設費等に加算することができる。（平成25年度中の当該事業の事業費の算定において消費税率相当分を5%としていた場合に限る。）

$$Ae = E \times t$$

Ae：標準建設費等の加算額

E：平成25年度における当該事業の事業費の算定において消費税率相当分を5%として支払った額の合計

t：3/105